

「アスベスト調査」をおすすめします！

平成 18 年 9 月より、含有率 0.1% 超のアスベスト製品の製造が禁止となりました。また、平成 20 年 6 月には、トレモライト等を含む 6 種類※のアスベストの分析方法に改定されました。

過去に調べられたもののうち新たな方法で調査していない場合は建材を含め、再度分析し、確認される事をおすすめいたします。

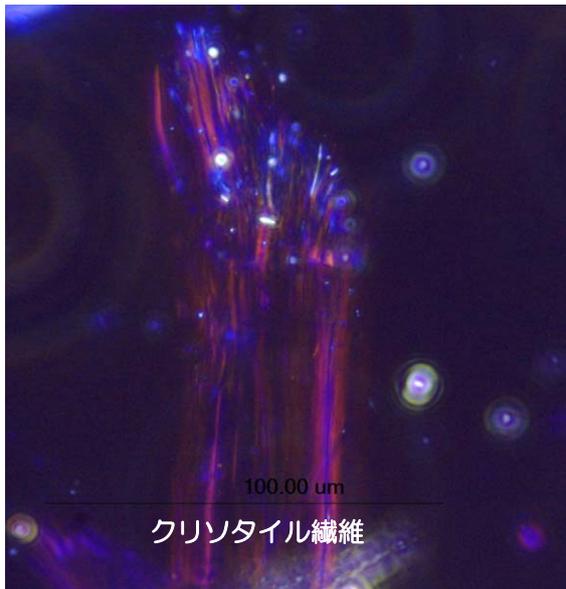
アスベストとは「石綿（いしわた、せきめん）」ともいわれ、天然の繊維状鉱物で**6種類**あります。

※ 主に使用されていたクリソタイル、アモサイト、クロシドライトの3種を対象とした分析が主流でした。これはトレモライト、アクチノライト、アンソフィライトは使用が殆んど無いとの見解によるもので、調査の結果、検出される事例がみられ6種のアスベストを分析するように徹底されています。

◆ 主なアスベスト 3 種

（日本で主に使用されていた）

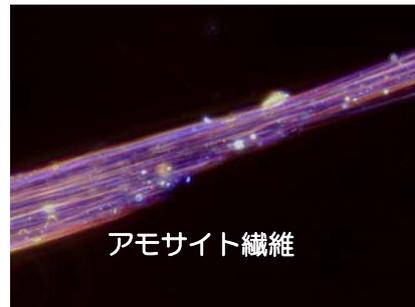
- ・クロシドライト（青石綿）
- ・アモサイト（茶石綿）
- ・クリソタイル（白石綿）



◆ 他のアスベスト 3 種

（日本で検出された事例がある）

- ・トレモライト
- ・アクチノライト
- ・アンソフィライト



分散染色法 顕微鏡写真

現状の調査と健康被害リスク軽減のお手伝いをいたします。



社団法人 埼玉県環境検査研究協会

業務課 担当 市橋・露木 (直通) **048-649-5499**

〒330-0855 さいたま市大宮区上小町 1450 番地 11

【アスベスト調査の流れ】

調査や分析は、**経験豊かな技術者***が伺います。

※アスベスト診断士、作業環境測定士などによる



設計図書による事前調査

《ステップ1》 事前調査

図面などの設計図書からアスベスト含有建材の仕様の有無を調査します。

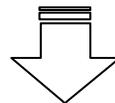
また、吹付け材の場合は、目視による調査で施工状況を確認する方法もあります。（目視でアスベストが含有しているかは分かりません）。



アスベスト含有分析
X線回折装置

《ステップ2》 アスベスト含有分析

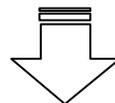
事前調査でアスベスト含有の有無が分からない場合は、試料を採取し顕微鏡とX線回折装置で分析（JIS A 1481:2008）をします。



アスベスト粉じん調査

《ステップ3》 アスベスト粉じん調査

建材にアスベストが含有していることが判明した場合、飛散状況の調査を行うことがあります。特に飛散性が高いとされている吹付け材は、劣化の状況によっては室内等に浮遊する恐れがあります。粉じん調査は、1リットル中に何本浮遊しているか調査します。



《ステップ4》 アスベスト除去の相談

アスベスト含有建材の除去は、飛散性の高い吹付け材や劣化の著しい建材を対象に行います。除去に必要な手続きなどのご相談をお受けしております。

除去工事は当協会が斡旋いたします。

調査項目、分析、除去の費用は、数量や規模などにより異なりますのでご相談下さい。

【アスベスト情報】

- 1 平成20年2月6日に厚生労働省より、**石綿使用の有無について調査の徹底**をするよう通知されました。(基安化発第0206003及び0206004号)。
- 2 耐久性、耐熱性などの特性に優れ、安価であったことから、**建設資材**や電気製品、自動車、家庭用品などさまざまな用途に広く使われていました。
- 3 茶石綿と青石綿は、1995年に製造・使用禁止。白石綿については2004年10月から原則使用禁止(一部用途除く)。発がん性の強さは青>茶>白の順とされています。

【アスベストに関する法律】

- 1 石綿障害予防規則
石綿による労働者の健康障害を予防するため、事業者は作業方法の確立、作業環境の整備など必要な措置を講じることとなっています。
建築物又は、工作物の解体、破砕等の作業を行なう場合、事前調査することになっています。
- 2 労働安全衛生法(安衛法)、労働安全衛生法施行規則
労働災害防止に関する総合計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な作業環境の形成を促進することを目的としています。
- 3 大気汚染防止法(大防法)
大気汚染に関し、工場及び事業場における事業活動に伴って発生するばい煙の排出等を規制し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としています。
石綿に関しては建築物や工作物の解体等に関わる内容が示されています。
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)
廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ることを目的としています。
石綿に関しては“特別産業廃棄物”にあたる「**廃石綿**」と“産業廃棄物”にあたる「**石綿含有産業廃棄物**」の取り扱いについて示されています。
- 5 宅地建物取引業法
宅地建物取引業法により、建物の売買や交換または貸借の契約に際し、宅地建物取引業者は石綿の有無について調査が行われていないときときでも説明する必要があります。

[基準値一覧]

石綿含有建材の 石綿含有率	0.1%を超えて 含有しないこと	石綿含有率が0.1%を超える吹付け材の除去もしくは建築物の解体を行う場合は、届出や飛散防止対策等の規制対象になることがあります。(平成18年9月1日より施行)
環境大気 (敷地境界線)	10本/L	石綿に係る特定粉じん発生施設を設置する工場等において、敷地の境界線における大気中の石綿濃度の許容限度は、1Lにつき10本と規定されています。
作業環境	150本/L	石綿を製造または取り扱う屋内作業場において、石綿の作業環境の管理濃度は、150本/Lと規定されています。

いま一度 確認を！！

みなさんの身近なところにもアスベストは有ります。例えば、駐車場、天井や壁の裏など耐火や結露防止に使用されています。

危険!!

繊維一本の細さは髪の毛の5000分の1と細いことから体外に排除されにくく、肺に吸入すると約20年から40年の潜伏期間を経たあとに、肺がんや悪性中皮腫といった病気を起こす可能性が高いと言われています。

「石綿障害予防規則」では、

建物の持ち主は、建築物に吹付けられた石綿の管理をすることとなっています。また、建物の解体時には、事前調査《設計図書等の調査》を行うことが義務付けられています。

【吹付け石綿の施工例】



機械等の設備室内
天井や壁

吹付け石綿



耐火用としての吹付け

吹付けロックウール



天井など

バーミキュライト(ひる石)



室内天井の
化粧仕上げ

パーライト仕上げ

このような場所に使われています!